

第14次 天竜川水系天竜川(下流)砂利等の
採取に関する規制計画(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

国土交通省中部地方整備局

第14次 天竜川水系 天竜川（下流）砂利等の採取に関する規制計画（令和3年度～令和7年度）

1. 対象区間

下表のとおり、0.4kから管理区域界の104.22kまでとする。

種別	河川名	起点	終点	延長(km)
幹川	天竜川	浜松市南区松島町地先 0.4 k	長野県下伊那郡天龍村平岡地先 104. 22k	103.82

2. 規制の方針

天竜川水系河川整備計画において、河道内の堆積土砂の排除は、砂利採取等の活用を検討するとともに、海岸侵食の抑制に寄与する手法を検討して行うとしており、これらを踏まえた以下の方針とする。

(1) 0.4kから25.0kまで(下流部)

0.4k(河口)から河川形状が山付き部となる25.0k(鹿島橋)までは、天竜川水系河川整備基本方針(以下「基本方針」という。)の流下能力を阻害する堆砂状況にあるため採取可能区間とする。

海岸侵食等を考慮する必要があることから、0.85mmを上回る粒径の砂利等のみ、採取を認めるものとする。

ただし、掘削・採取の範囲及び時期によっては、上下流の河床や周辺の河川管理施設等に影響を与える可能性があるため、事前に河川管理者と協議し、河川管理者が問題ないと認める範囲でのみ可能とする。

(2) 25.0kから46.86kまで(中流部)

25.0k(鹿島橋)から46.86k(秋葉ダム)の区間は、基本方針の流下能力を阻害する堆砂状況にあるため採取可能区間とする。

海岸侵食等を考慮する必要があることから、0.85mmを上回る粒径の砂利等のみ、採取を認めるものとする。

ただし、掘削・採取の範囲及び時期によっては、上下流の河床や周辺の河川管理施設等に影響を与える可能性があるため、事前に河川管理者と協議し、河川管理者が問題ないと認める範囲でのみ可能とする。

(3) 46.86kから63.4kまで(秋葉ダム調整池)

46.86k(秋葉ダム)から63.4k(秋葉ダム調整池上端)までは、秋葉ダム調整池内の堆積土砂の排除のため、採取可能区間とする。

海岸侵食等を考慮する必要があることから、0.85mmを上回る粒径の砂利等のみ、採取を認めるものとする。

ただし、掘削・採取の範囲及び時期によっては、上下流の河床や周辺の河川管理施設等に影響を与える可能性があるため、事前に河川管理者と協議し、河川管理者が問題ないと認める範囲でのみ可能とする。

(4) 63.4kから70.3kまで(佐久間)

63.4k(秋葉ダム調整池上端)から70.3k(佐久間ダム)までは、基本方針の流下能力を阻害する堆砂状況にあるため採取可能区間とする。

海岸侵食等を考慮する必要があることから、0.85mmを上回る粒径の砂利等のみ、採取を認めるものとする。

ただし、掘削・採取の範囲及び時期によっては、上下流の河床や周辺の河川管理施設等に影響を与える可能性があるため、事前に河川管理者と協議し、河川管理者が問題ないと認める範囲でのみ可能とする。

(5) 70.3kから104.22kまで(佐久間貯水池)

70.3k(佐久間ダム)から104.22k(管理区域界)までは、佐久間貯水池内の堆積土砂の排除のため、採取可能区間とする。

ただし、掘削・採取の範囲及び時期によっては、上下流の河床や周辺の河川管理施設等に影響を与える可能性があるため、事前に河川管理者と協議し、河川管理者が問題ないと認める範囲でのみ可能とする。

3. 掘削基準河床、掘削基準断面及び保安区域

掘削基準河床は基本方針河床とする。掘削基準勾配は、一般河道部においては1:3とし、船明ダム調整池、秋葉ダム調整池及び佐久間貯水池においては1:1.5とする。

横断方向及び縦断方向の保安区域については、以下のとおり設定する。詳細は掘削基準断面図のとおりとする。ただし、保安区域内に異常堆積した土砂により流下能力が不足している場合等に関し、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

(横断方向)

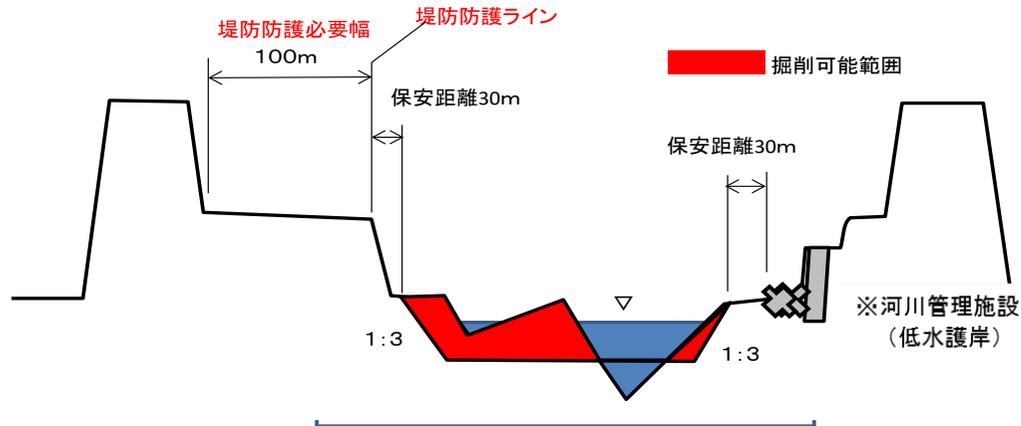
- 一般河道部は、河川管理施設(低水護岸)から30mの範囲、有堤部においては堤防法尻より堤防防護必要幅100mを確保した堤防防護ラインから30mの範囲とする。
- 秋葉ダム調整池及び船明ダム調整池は、常時満水位が接する河岸から20mの範囲とする。
- 佐久間貯水池は、急峻な岩盤により河岸岸が構成されていることから、常時満水位が接する河岸から10mの範囲とする。

(縦断方向)

- 道路橋(取水施設を有する橋梁含む)及び鉄塔の上下流200m、鉄道橋及びダム堤体の上下流500mの範囲とする。

掘削基準断面図

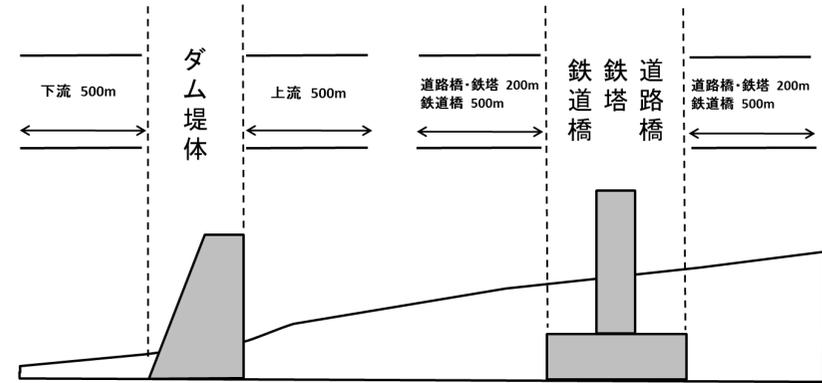
一般河道部(横断方向)



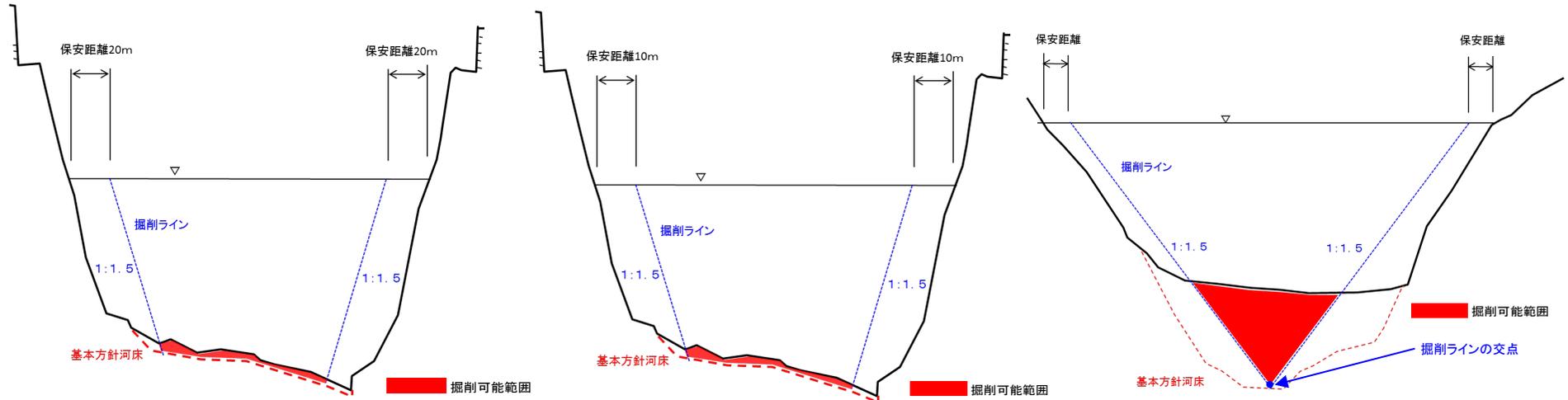
秋葉ダム調整池内、船明ダム調整池内

佐久間貯水地内

道路橋・鉄塔・鉄道橋・ダム堤体付近(縦断方向)



秋葉ダム調整池内、船明ダム調整池内
及び佐久間貯水池内共通



- 秋葉ダム調整池内及び船明ダム調整池内は、ダムの常時満水位の水面が接した河岸から保安距離20mを確保し、1:1.5の掘削基準勾配に下ろした基本方針河床まで、もしくは掘削ラインの交点のいずれか高い範囲までとする。
- 佐久間貯水地内は、ダムの常時満水位の水面が接した河岸から保安距離10mを確保し、1:1.5の掘削基準勾配に下ろした基本方針河床まで、もしくは掘削ラインの交点のいずれか高い範囲までとする。

4. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河 川 名	区 間		延 長 (km)	掘削可能量 (1000m ³)	採取可能量 (1000m ³)	摘 要
		起 点	終 点				
幹川	天竜川	0.4k	25.0k	24.6	0 10,573	0 7,033	
		25.0k	46.86k	21.86	0 4,053	0 3,048	
		46.86k	63.4k	16.54	0 1,037	0 730	
		63.4k	70.3k	6.9	0 71	0 26	
		70.3k	104.22k	33.92	10,221 18,171	7,067 16,255	
		(計)		103.82	10,221 33,905	7,067 27,092	

上段：民地分(外数)

※掘削可能量は基本方針河床以上、採取可能量は基本方針河床+0.5m以上とする。

5. 年次計画

河川名	区間		年次計画(1000m ³)																	
			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			合計		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
天竜川	0.4k	25.0k	0 1406.6	0 1406.6		0 1406.6	0 1406.6		0 1406.6	0 1406.6		0 1406.6	0 1406.6		0 1406.6	0 1406.6		0 7,033	0 7,033	
	25.0k	46.86k	0 609.6	0 609.6		0 609.6	0 609.6		0 609.6	0 609.6		0 609.6	0 609.6		0 609.6	0 609.6		0 3,048	0 3,048	
	46.86k	63.4k	0 146	0 146		0 146	0 146		0 146	0 146		0 146	0 146		0 146	0 146		0 730	0 730	
	63.4k	70.3k	0 5.2	0 5.2		0 5.2	0 5.2		0 5.2	0 5.2		0 5.2	0 5.2		0 5.2	0 5.2		0 26	0 26	
	70.3k	104.22k	100 300	100 300		100 300	100 300		100 300	100 300		100 300	100 300		100 300	100 300		500 1,500	500 1,500	
	(計)		100.0 2,467.4	100.0 2,467.4		100.0 2,467.4	100.0 2,467.4		100.0 2,467.4	100.0 2,467.4		100.0 2,467.4	100.0 2,467.4		100.0 2,467.4	100.0 2,467.4		500 12,337	500 12,337	

上段：民地分(外数)